

原告団ニュース

2024年7月6日 第19号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

能登半島地震の新たな知見から避難計画の実効性判断を！ 重大局面の控訴審第4回期日、結審を求めろ！

2024年7月17日（水）15時～ 仙台高等裁判所第101号法廷
女川原発運転差止請求控訴事件 第4回口頭弁論

※14時～前段集会（裁判所前三角公園）／16時～報告集会（仙台弁護士会館301）

国民の司法への信頼が薄れていることは否めません。同時に裁判官も「揺れていることは私たちの再稼働差止訴訟の経緯にも表れています」。

第一審は「門前払い」という遺憾極まりない判決でしたが、控訴審の裁判体は、当初「避難計画について、国や地域原子力防災会議に過誤や欠落が無い」か審議する姿勢を示しました。

ところが4月17日の第3回期日において、裁判所は「段階的避難」につ

いて論議が噛み合っていないとして、改めて被控訴人（東北電力）に対して「反論・説明」を7月3日まで提出するように促しました。この裁判所の意図は不明ですが、その結果7月17日に第4回期日を開くことになりました。

別稿（弁護士・松浦健太郎）のように私たちは「避難地域時検査等場所開設が不可能なこと」「一次集場所へのバスの配備が出来ないこと」を改めて立証していますが、これらは避難計画の実効性にとって

の核心部分です。被控訴人の裁判引き延ばし、その間に裁判長の退官（定年）、被控訴人の9月再稼働表明などいろいろありましたが、控訴審の新たな裁判体に双方の書面をしっかりと読み込んでいただき「この避難計画の下での再稼働はすべきでない」との判決につながる法廷となるように頑張ります。

国民的関心の高まっているこの時期、是非、多くの皆さんの傍聴をお願いします。

（原告団長 原伸雄）

まったく根拠を示さない県の『シミュレーション見直し』

控訴審第3回口頭弁論期日後の動きと第4回口頭弁論期日のご案内

女川原発再稼働差止訴訟弁護団 弁護士 松浦健太郎

1 第3回口頭弁論期日後の動き

2024年7月17日（水）15時、仙台高等裁判所第3民事部において、控訴審第4回口頭弁論期日が開催されます。

前回口頭弁論期日において、控訴人ら側としては、被控訴人が、控訴人らの準備書面での主張に対して、反論の十分な期間（4ヶ月近く）があったにもかかわらず、実質的な中身のある反論ができていないことから、前回期日まで提出した第4準備書面（概要について原告団ニュース第17号参照）に対する反論を理由に結審に反対することは、訴訟の引き延ばしにすぎないとして、結審を求めました。

しかし、裁判所からは、特に深

層防護を前提として、段階的避難についての議論が必ずしも噛み合っていない、「宮城県原子力災害時避難行動周知促進調査事業報告書概要版」（以下、「概要版」）を証拠として出してもらいたい等という話があり、結審されませんでした。

そこで、控訴人らとしては、概要版を証拠提出するとともに、上岡直見先生の概要版の問題点を指摘した意見書をも証拠提出し、同意見書を元に第5準備書面において、概要版の問題点を指摘しました。次項において、第5準備書面の概要を説明します。

2 控訴人ら第5準備書面の概要

① 最大の問題点

概要版は「検査場所は開設できる」「バスの確保と配備は可能」を当然の前提にしたシミュレーションです。「検査場所は開設できる」「バスの確保と配備は可能」と判断した理由には、概要版は全く触れていません。

② 概要版14頁の「UPZからの避難の場合、1台のバスに40人乗る」とされていることについて

宮城県は、緊急輸送に必要なバスのトータル台数（席数）を今に至っても調べていません。従って、1台のバスに40人乗ると決めたところで、必要なバスのトータル台数（席数）が不明であれば、（バス協会あるい

は、近隣のバスを確保できないことは明らかであるので、「バスの確保と配備」が不可能であることに変わりはありません。

(3) 概要版15頁の「避難経路以外の道路も利用することを想定している」ことについて

避難経路は計画で明示されています。運転手が渋滞を迂回する行動を考慮することが、避難経路以外の道路も利用することの理由としていますが、どの避難経路が渋滞しているか、避難車両の運転手は知ることができません。

(4) 概要版16頁の「県が想定している21か所の避難退域時検査等場所のうち、本業務では計16か所の使用を想定することについて

放射性物質の拡散いかんで使用できない検査場所が生ずることを無視しています。

また、「避難退域時検査等場所」は、予備を含め20か所を確保しており、災害時には、最大で8か所を開設すると想定している。(甲B10の15の4の1)との県の原子力安全対策課の方針にも矛盾しています。

(5) 概要版17頁の「検査等場所内で停車する時間が、自家用車及びバス共に1分とされている」ことについて

鷹来の森運動公園と涌谷ス

タジアム野球場の検査場所の処理能力(検査済み車両が同検査場所の出口を出て、次の車両が出るまでの平均時間)を調査したことがあるかどうか分かる資料の情報公開請求の結果は「該当文書なし」でした。検査場所毎の処理能力を調べていないのであるから、1分は全く根拠がありません。

(6) 概要版19頁の「避難交通への影響を及ぼす可能性が高い主要な交差点において信号機を設定する。信号サイクル等の挙動は、宮城県提供の実際の交差点情報に基づき設定する。」ことについて

東日本大震災の時のように停電すれば、信号は点灯しません。そのことを無視していません。背景交通を「避難」一時移転開始時以降においては通常より交通量は減少すると考えられる。本業務では、PAZ・UPZ内は、災害対応車両等を考慮して通常時の5%、UPZ外は、東日本大震災発生後の交通量のデータを参考に、通常時の50%と設定する。」と捉えています。

なぜ避難一時移転開始後、通常より交通量が減少するのか、その根拠が明らかになっていません。普段動いていない車両も含め、多くの避難車両が検査場所に向けて出発し、交通量が増加すると考え

るべきです。PAZ、UPZ内が通常時の5%としている理由も不明であります。

(7) 概要版20頁の「UPZ住民の自主避難率を60%としていること」「一時移転方面」「津波による影響」について

排出された放射性物質の量、風速、風向きによって一時移転の区域が異なり、UPZ全体がたちまち避難するべき区域になることもあり得ます。また、次々に一時移転の区域が拡大し、それを見た区域外の人たちも自主避難するということもあり得ます。よって、一時移転方面の5方向の設定は全く根拠がありません。UPZ住民の自主避難率を60%とする(それ以外の区域の人たちの避難を抑制すること)は根拠のない想定です。

津波による影響として、発生から数日が経過して道路啓開が実施された後の車両での避難が可能となった場所の道路について、津波浸水想定区域または土砂災害警戒区域に含まれる場合は、基本的に使用不可と想定していますが、能登半島地震のように一本の道路が土砂崩れで通行止めとなった場合、その道路はすべて機能を失うことになり得ます。そのことを想定しているかどうか不明です。

(8) 概要版21頁の「避難先・県提供のデータに基づく避難先(避難所受付ステーション)」について

受付ステーションを通過し、最終避難所に辿り着く時間(日数)を前提条件から外しています。県は受付ステーションに寄らずに最終避難所に到着できる方式を検討中ですが、避難計画上はあくまでも受付ステーションで受付をし、そこで最終避難所を指定されることになっており、計画が変更されない限り、受付ステーションを通過し、最終避難所に辿り着く時間(日数)を計算に入れる必要があります。

(9) 概要版27頁の「UPZ一時移転の標準シナリオの結果は、90%避難先到着時間は、UPZ一時移転の方向によって12時間〜41時間」について

石巻市の場合、「(北北東―北―北北西) 13時間00分、(北北西―北西) 33時間50分、(北西―西) 32時間40分、(西―西南) 29時間40分」とされていますが、バスが事業所から一時集合場所に到着する時間、受付ステーションから最終避難所に到着する時間を考慮に入れば、運転手の拘束時間を超えることは明らかです。

3 第4回期日においては、

裁判長交代による弁論更新を行うことから、控訴人らとしては、深層防護や避難計画の問題点を再度確認したいと考えております。

また、今後の進行については、やはり避難計画の実効性のなさ等についての主張立証は尽きているので、第4回期日での結審を求めていく予定です。

第4回期日でも多くの傍聴をよろしくお願いいたします。

【宮城県原子力災害時避難行動周知促進調査事業報告書概要版】
<https://www.pref.miyagi.jp/documents/10411/02houkokusyogaiyouban.pdf>

東北電力は、「裁判所から『段階的避難でも問題がある』と指摘した「上岡直見氏意見書」に対する反論を求められたから」と前置きして、6月26日に「第2準備書面」を提出してきました。その反論は、「個別の指摘に過ぎず当否を論ずるまでもなく棄却すべき」というこれまでの主張を反復し、一斉避難と段階的避難の上岡氏の主張は、「UPZ住民が一斉避難することが『原子力防災対策指針』を踏まえた『段階的避難』であると誤認している」とか訳の分からない主張をしています。さらに、段階的避難の課題について具体的な記載がないから失当だとしています。退域時検査場所開設については「一定の時間」があるから可能であるとか「対策本部の適切な指示で十分対応できる」と反論しています。控訴人らはこれを受けて再反論を提出して7月17日の第4回口頭弁論期日に臨むことにしています。